

# 山口県報

令和3年  
9月28日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....
- 告示  
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
- 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....
- 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....
- 保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普  
通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第八十七号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「法人の県民税」を「県民税(個人の県民税を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。



### 山口県告示第二百八十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 形質変更時要届出区域

周南市野村南町四九七六の一部、四九七六の一部、四九七六の二の一部、四九七六の五の一部及び四九七六の六の一部

#### 二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

周南市野村南町四九七六の一部、四九七六の二の一部、四九七六の二の一部及び四九七六の五の一部は、土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

### 山口県告示第二百八十四号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

## 二 講習会の開催期間

令和四年二月十四日（月曜日）から同月二十八日（月曜日）まで

## 三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

## 四 講習会の受講料

一万六千円

## 山口県告示第二百八十五号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

## 二 講習会の開催期間

令和四年二月十四日（月曜日）から同月二十八日（月曜日）まで

## 三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

## 四 講習会の受講料

一万六千円

## 山口県告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字明木字国木原一六三の三、字矢代引明四九一一、一二四〇七の一、一二四一〇、一二四一一、字矢代東側赤ナメラ一二四〇二の九、一二四二二の一、一二四

一二二の四、字国木原東ケ輪一二四一三、一二四一五の一、字横瀬東ケ輪一二四一八の一、一二四二〇、字檜穴一三〇二八、字ひや希原一三〇四五の一、一三〇四五の二、一三〇四六

## 二 指定の目的

水源の涵養

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第二百八十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十九年山口県告示第三百十四号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年八月三十一日限り消滅した。

令和三年九月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

豊北町加入区